

地方公務員制度における任用・勤務形態の多様化について

平成15年12月
総務省公務員部

地方公務員制度調査研究会（会長：塩野宏東京大学名誉教授）は、今般、「分権新時代の地方公務員制度 - 任用・勤務形態の多様化 - 」と題する報告書を取りまとめ、以下のような新しい制度の創設を提言。

- (1) 任期付短時間勤務職員制度の創設
- (2) 任期付採用の拡大
- (3) 常勤職員の短時間化

なお、この任期付短時間勤務職員をもって充てることを想定している分野では、現在、臨時職員・非常勤職員により一部の業務が行われている場合がある。非常勤職員は常勤職員と同様の「本格的な業務」を行うことはできないと解されており、同じ分野の業務につく場合であっても、任期付短時間勤務職員が本格的な業務を担い、非常勤職員は補助的な業務につくことになる。

任用・勤務形態の多様化のねらい

任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営を引き続き基本としつつ、以下のような効果を狙い、任期付採用の拡大、短時間勤務など任用・勤務形態の多様化を図る。

短時間勤務制度により、原則フルタイムのみの勤務形態の下では就労し難かった者に門戸を拡大

例) 子育ては一段落したものの一日家を空けることは難しい主婦、ボランティア活動を行っている主婦等が、地方公務員として地域のために働くことが可能となる。

短時間勤務の職員によるワークシェアリングで、地域雇用を創出

例) 「午前勤務」の職員と「午後勤務」の職員によるワークシェアリング

短時間勤務職員を活用することにより、行政サービスの向上にきめ細かく、かつ効率的に対処

例) 住民票・戸籍の受付窓口、年金の相談窓口などの時間延長

一定期間内に終了することが明らかな事業、業務の増加が一時的な事業に対し、任期付職員を充て、行政ニーズに的確に対応しつつ、行政の肥大化を防止

例) 数ヶ年限り予測される児童数増加に、任期付の教員を充てる。

短時間勤務（部分休業）を認めることにより、職員が、大学等で学ぶことや、ボランティア活動に参画することをバックアップ

例) 夕方に休業して夜間の大学に通う（休業時間中は無給）。

新設すべき制度の具体的イメージは、以下のとおり。

(1) 任期付短時間勤務職員制度の創設

以下の場合に、本格的業務に従事することができる任期付短時間勤務職員を採用することができることとする。

- ア) ア 住民に対し直接サービスを提供する部門において、サービスを向上させるために常勤職員とともに短時間勤務職員を活用することが有効な場合
- イ) アにより達成したサービス水準を維持するために引き続き短時間勤務職員を活用する必要がある場合
- イ) ウ 育児のための部分休業を取得している職員、定年前短時間勤務職員等と短時間勤務職員とによって、ワークシェアリングを行う場合
- ア) エ 特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合
- イ) オ 業務の拡大、転換、廃止等に伴い、一時的に人員が必要となる場合

(2) 任期付採用の拡大

以下の場合に、職員を任期付で採用することができることとする。

- ア) ア 特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合
- イ) イ 業務の拡大、転換、廃止等に伴い、一時的に人員が必要となる場合

そのほか、ア又はイに準ずる場合等で、公務の能率的運営を図るために期限を定めて職員を採用する必要があるものとして条例で定める場合について検討。

(3) 常勤職員の部分休業制度

任命権者は、以下の場合に、常勤職員の部分休業を認めることができることとする。

- ア 自主的な研鑽のための部分休業（大学で学び、学習成果を公務に還元）
- イ 漸次的現役離職のための部分休業（定年退職前の一定年間前から、地域活動に従事する場合等）

法律改正に当たっては、制度の大枠のみを法律で定め、具体的内容は各地方自治体の条例等において定めるものとする。

以 上

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案の概要

任用・勤務形態の多様化

～各団体の必要性に応じて、条例により導入

任期付採用の拡大

現行の専門的知識経験等を有する者の任期付採用に加え、以下の場合に、任期付採用を可能に

1. 一定期間内に業務終了が見込まれる場合
2. 一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合

任期付短時間勤務職員

以下の場合に、採用を可能に

- ・ 左記の1、2の場合
- ・ 対住民サービスを向上する場合
- ・ 部分休業を取得した職員に代替する場合

- (1) 任期 3年(特に必要と認める場合は5年)を限度
(2) 採用選抜の方法 競争試験又は選考による

修学部分休業

大学その他の条例で定める教育施設で学ぶ場合、以下の条件で勤務時間の短縮を可能に

高齢者部分休業

定年退職5年前から定年退職までの間、以下の条件で勤務時間の短縮を可能に

- (1) 休業時間 1週間当たり20時間まで(条例事項)
(2) 給料 休業時間分は減額